

令和2年10月13日

オンライン飲食予約事業者 様
食事券発行事業者 様
相談窓口・申請案内等事業者 様

農林水産省食料産業局
Go To Eat キャンペーン準備室

「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金給付規程」の
制定について

日頃より、Go To Eat キャンペーンに御理解、御尽力いただきありがとうございます。
この度、Go To Eat キャンペーンにおける給付金の支払いについて必要な事項を定めた
「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金給付規程（令和2年10月
9日付け2食産第3487号）」を制定いたしました。

消費者が、オンライン予約サイトが付与するポイントや販売されるプレミアム付食事券
を使用した場合には、本給付金給付規程に基づき、消費者に対して給付金が給付される仕組
みとなっています。

こうした仕組みについて、消費者に対して周知する必要があることから、以下のとおりお
願いします。

1 オンライン飲食予約事業者

本給付規程第6条第2項及び第3項においては、給付金の給付を受けるにあたっては、
消費者が、各事業者を通じて、申請書類等を国に提出しなければならないこととしており
ます。これについて、実務上は、各事業者が消費者に代わって申請することになることか
ら、別紙の例文を参考にオンライン予約サイト上に掲載をお願いします。

その際、本給付金給付規程も併せて掲載していただきますようお願いいたします。

2 食事券発行事業者

本給付規程第6条第2項及び第3項においては、給付金の給付を受けるにあたっては、
消費者が、各事業者を通じて、申請書類等を国に提出しなければならないこととしており
ます。これについて、実務上は、各事業者が消費者に代わって申請することになることか
ら、別紙の例文を参考に開設しているWebページ、食事券販売箇所での掲示、食事券を販
売する際に同封する案内チラシ等の何れか又は複数に掲載をお願いします。

その際、本給付金給付規程も併せて掲載していただきますようお願いいたします。

3 相談窓口・申請案内等事業者

本給付規程第6条第2項及び第3項においては、給付金の給付を受けるにあたっては、
消費者が、各事業者を通じて、申請書類等を国に提出しなければならないこととしており
ます。これについて、実務上は、各事業者が消費者に代わって申請することになることか
ら、別紙の例文を参考に開設していただいたWebページに掲載をお願いします。

その際、給付金給付規程も併せて掲載していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

農林水産省 食費産業局 Go To Eat キャンペーン準備室

Tel : 03-6744-0500

担当：豊田、武田、上河内